

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成二十二年三月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|---------------------------|---------------------|--|------------|-------------------------|------------|---|---------|---------|---------|-------------|
| 特定非営利活動法人の名称 | 特定非営利活動法人中国シニアライフアドバイザー協会 | 代表者の氏名 | 佐藤 政美 | 主たる事務所の所在地 | 広島県広島市中区八丁堀一三番一五号 八丁堀ビル | 定款に記載された目的 | SLAは、中高年齢者に対して、生活全般に関する悩み相談事業を行い、相談者の自立支援に寄与することを目的とする。 | 定款変更の内容 | 役員の数の変更 | 申請した年月日 | 平成二十二年二月一六日 |
| 特定非営利活動法人介護と美容と癒しネットワーク | 長谷川 剛 | 広島県広島市中区吉島町二番二四一〇一号 | この法人は、障害者、高齢者及び難病等の患者に対して、ヘアケア、フェイシャルケア、ボディケア、フットケア、ネイルケアなどのトータルスキンケアサービスを通じて介護、美容、癒しを提供する事業を行い、また、これらのサービスを提供できる人材を育成することで、障害者、高齢者及び難病等の患者の福祉に寄与することを目的とする。 | 名称の変更 | 平成二十二年二月一七日 | | | | | | |